

熊本県公報

第 1 1 4 3 1 号
平成 18 年 7 月 14 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護).....(高齢者支援総室) 1
- " (介護予防訪問介護).....(") 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定.....(") 2
- 障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を
改正する要項.....(障害者支援総室) 2
- 保安林の指定に関する予定.....(森林保全課) 3
- 保安林の指定.....(") 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定.....(") 3
- 道路の供用開始.....(道路保全課) 4
- 道路の区域変更.....(") 4
- ".....(") 4
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定.....(健康危機管理課) 5
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退.....(") 5

公 告

- 土地改良区役員の住所変更.....(農村計画・技術管理課) 6
- 建築基準法第 48 条第 13 項の規定に基づく公聴会の開催.....(建築課) 6
- 県有財産の売却.....(管財課) 6
- 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項(私学文書課) 7

登 載 依 頼

- 熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器等の借入に係る一般
競争入札参加資格等.....(県警本部情報管理課) 10
- 熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器等の借入に係る一般
競争入札の実施.....(") 10

正 誤

- 平成 18 年 7 月 5 日熊本県告示第 714 号 (保安林の指定の解除の予定) 中.....(森林保全課) 12

告 示

熊本県告示第 730 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションわらべ 八代市千反町一丁目 10 号 28 番	エンゼル有限会社	平成 18 年 6 月 23 日

熊本県告示第 731 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションわらべ 八代市千反町一丁目 10 号 28 番	エンゼル有限会社	平成 18 年 6 月 23 日

熊本県告示第 732 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
移送サービスさくら 熊本市御幸笛田七丁目 1 番 10 号コーポ 笛田 303 号	有限会社ケアサポートさく ら	平成 18 年 7 月 1 日
ヘルパーステーション蘇春堂 人吉市上青井町 133 番地	医療法人蘇春堂	平成 18 年 7 月 1 日

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション蘇春堂 人吉市上青井町 133 番地	医療法人蘇春堂	平成 18 年 7 月 1 日

【介護予防短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
さくらの苑短期入所生活介護事業所 熊本市松尾町近津 1361 番地	社会福祉法人諒和会	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 733 号

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項（平成 16 年熊本県告示第 663 号）の一部を改正する要項

第 1 条中「身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、知的障害者福祉工場、」を「生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業等を実施する事業所及び障害者支援施設並びに」に改める。

第 3 条第 1 項中「6」を「7」に改め、同項第 2 号ウ中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表を次のように改める。

分 野	施設種別
障害者自立支援法関連施設	<input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練 <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援（A 型） <input type="checkbox"/> 就労継続支援（B 型） <input type="checkbox"/> 施設入所支援 <input type="checkbox"/> 多機能型 <input type="checkbox"/> 退院支援施設 <input type="checkbox"/> 福祉ホーム（転換）
児童福祉施設	<input type="checkbox"/> 知的障害児施設 <input type="checkbox"/> 自閉症児施設 <input type="checkbox"/> 知的障害児通園施設 <input type="checkbox"/> 盲ろうあ児施設 <input type="checkbox"/> 難聴幼児通園施設 <input type="checkbox"/> 肢体不自由児施設 <input type="checkbox"/> 肢体不自由児療護施設 <input type="checkbox"/> 肢体不自由児通園施設

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○重症心身障害児施設 ○心身障害児総合通園センター ○重症心身障害児（者）通園事業施設（A 型） |
|--|

附 則
この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 734 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙字日当野 1277 の 4、1277 の 9、1283 の 1、1283 の 2、1287 から 1299 まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日当野 1277 の 4、1283 の 1・1283 の 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 735 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字久米字新兵工山 1512、大字奥野字防ノ谷 7 の 1、7 の 3、字葉師出 1278 の 1、字城山 1365 の 1、字尾丸 1540 の 15、字妙見野 1652 の 1、字大見 1654 の 1、字谷川内 1658 の 1、1658 の 3
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 736 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 737 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	久連子落合線	球磨郡五木村甲字平沢津	120	単橋改
		6467 番 地先から 同 所 6155 番 2 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 18 年 7 月 14 日

熊本県告示第 738 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	山鹿市鹿本町中川字錦田 918 番 1 地先から 同町中川字本山 1130 番 7 地先まで	前	6.0	242.0	緊道整
			後	12.6		
				18.0	291.4	
				45.0		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 14 日

熊本県告示第 739 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443 号	上益城郡甲佐町大字大町字中島 383 番地先から 同 所 385 番地先まで	前	11.1	133.0	迂回路撤去
			後	11.1		
				43.1	127.0	
				16.1		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 14 日

熊本県告示第 740 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令 番号	所 在 地	名 称	開 設 者		指定年月日
			住 所	氏 名	
16	菊池市隈府字町 115 番 4	医療法人 西山医院	菊池市隈府字町 115 番 4	医療法人 西山医院	平成 18 年 6 月 6 日
17	水俣市桜井町 1-2-8	佐藤クリニック	熊本市出水七丁目 16-9	佐藤 宏	平成 18 年 6 月 6 日
18	天草市御所浦町御所浦 2891-3	国立健康保険 天草市立御所浦診療所	天草市東浜町 8-1	天草市	平成 18 年 3 月 27 日
19	天草市御所浦町横浦 750-13	国立健康保険 天草市立御所浦北診療所	天草市東浜町 8-1	天草市	平成 18 年 3 月 27 日
20	天草市御所浦町御所浦 4377-6	天草市立御所浦歯科診療所	天草市東浜町 8-1	天草市	平成 18 年 3 月 27 日
21	荒尾市原万田 615-6	圭介歯科・矯正歯科	大牟田市有明町二丁目 2-21Y's スクエア II 803	中村 圭介	平成 18 年 6 月 16 日
22	阿蘇市一の宮町宮地字横田 1983-4	阿蘇きずな歯科医院	合志市須屋 1528-3	我那覇 生純	平成 18 年 7 月 15 日
23	菊池郡大津町大字室 212 番地 2	あざりあ薬局	菊池郡大津町大字室 212 番地 2	株式会社 すずらん薬局	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 741 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所 在 地	名 称	開 設 者		辞退年月日
		住 所	氏 名	
八代市松江町 264-1	尾上小児科医院	八代市松江町 264-1	医療法人社団 あすなろ会	平成 18 年 6 月 7 日
水俣市桜井町 1-2-8	佐藤神経内科クリニック	熊本市出水七丁目 16-9	佐藤 宏	平成 18 年 6 月 5 日
天草郡御所浦町 2891-3	御所浦町国民健康保険診療所	天草郡御所浦町 3527	御所浦町	平成 18 年 3 月 26 日
天草郡御所浦町 750-13	御所浦町国民健康保険北診療所	天草郡御所浦町 3527	御所浦町	平成 18 年 3 月 26 日
天草郡御所浦町 4377-5	御所浦町立御所浦歯科診療所	天草郡御所浦町 3527	御所浦町	平成 18 年 3 月 26 日

公 告

熊本県公告第 544 号

八代郡氷川町氷川土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。
平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	浜 田 洋	八代郡氷川町網道 1480 番地	八代郡竜北町大字網道 1480 番地
"	中 村 勝 雄	八代郡氷川町島地 759 番地 2	八代郡竜北町大字島地 759 番地 2
"	増 住 公 成	八代郡氷川町鹿島 125 番地	八代郡竜北町大字鹿島 125 番地
"	泉 一 憲	八代郡氷川町鹿島 422 番地	八代郡竜北町大字鹿島 422 番地
"	上 村 修	八代郡氷川町鹿野 720 番地 1	八代郡竜北町大字鹿野 720 番地 1
"	河 野 俊 光	八代郡氷川町鹿野 125 番地 2	八代郡竜北町大字鹿野 125 番地 2
"	小 林 満 雄	八代郡氷川町網道 1473 番地	八代郡竜北町大字網道 1473 番地
"	宮 崎 久 義	八代郡氷川町網道 135 番地	八代郡竜北町大字網道 135 番地
"	米 村 清 人	八代郡氷川町網道 1538 番地	八代郡竜北町大字網道 1538 番地
"	梅 田 滝 男	八代郡氷川町網道 878 番地 1	八代郡竜北町大字網道 878 番地 1
"	村 上 恵	八代郡氷川町野津 718 番地	八代郡竜北町大字野津 718 番地
"	松 田 達 之	八代郡氷川町野津 4162 番地	八代郡竜北町大字野津 4162 番地
"	八木田 立 男	八代郡氷川町野津 4368 番地	八代郡竜北町大字野津 4368 番地
"	木 村 秀 征	八代郡氷川町野津 2688 番地	八代郡竜北町大字野津 2688 番地
"	本 田 隆 雄	八代郡氷川町高塚 605 番地	八代郡竜北町大字高塚 605 番地
"	橋 本 茂 昭	八代郡氷川町新田 282 番地	八代郡竜北町大字新田 282 番地
"	上 田 克 彦	八代郡氷川町大野 285 番地 4	八代郡竜北町大字大野 285 番地 4
"	石 原 憲 治	八代郡氷川町若洲 92 番地	八代郡竜北町大字若洲 92 番地
監事	田 河 秀 幸	八代郡氷川町島地 107 番地	八代郡竜北町大字島地 107 番地
"	米 村 和 弘	八代郡氷川町高塚 1891 番地	八代郡竜北町大字高塚 1891 番地
"	荒 木 信 能	八代郡氷川町若洲 45 番地	八代郡竜北町大字若洲 45 番地

熊本県公告第 545 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 13 項の規定により、同条第 5 項ただし書の許可に係る公聴会の意見の聴取を次のとおり実施する。
平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開催日時 平成 18 年 7 月 20 日（木）午後 1 時 30 分から
- 開催場所 人吉市麓町 16 人吉市役所 3 階第 1 会議室
- 聴取事項 人吉市新町 1 番地織月酒造株式会社代表取締役堤正博の申請に係る人吉市老神町 38-1 他 12 筆において酒造工場を増築することについて

熊本県公告第 546 号

県有財産を次のとおり売却する。
平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 物件の表示
第 1 号物件 熊本市京塚本町 1805 番 18
宅地 162.56 平方メートル
最低売却価格 15,100,000 円
第 2 号物件 熊本市京塚本町 1804 番 5
宅地 178.02 平方メートル
最低売却価格 16,400,000 円
- 入札期日
第 1 号物件 平成 18 年 10 月 4 日（水）午前 10 時
第 2 号物件 平成 18 年 10 月 4 日（水）午前 11 時
- 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室

- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成 18 年 10 月 2 日（月） 午後 5 時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成 18 年 10 月 25 日（水）
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第 547 号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項
知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成 13 年 4 月 1 日熊本県公告第 232 号の 2）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部 名	計画等の名称
総合政策局	くまもとユニバーサルデザイン振興指針
	熊本県科学技術振興指針
総務部	熊本県行財政改革基本方針
	熊本県地域防災計画
	熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画
	熊本県社会参加活動推進基本方針
	熊本県男女共同参画計画
	熊本県パートナーシップ指針
地域振興部	熊本県過疎地域自立促進方針
	熊本県過疎地域自立促進計画
	国土利用計画熊本県計画
	熊本県土地利用基本計画
	新熊本県土地対策要綱
	第四次水保・芦北地域振興計画(基本構想編)
	熊本県総合情報通信高度化計画「くまもとユニバーサルITプラン」
	熊本県文化振興基本方針
	国際化に関する総合指針～世界に開かれたゆたかな地域社会の形成～
健康福祉部	熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画
	熊本県次世代育成支援行動計画(くまもと子育て・子育て応援大作戦)
	第3期高齢者かがやきプラン
	くまもと障害者プラン
	熊本県保健医療計画
	くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康づくり計画)
	熊本県感染症予防計画
環境生活部	熊本県環境基本指針
	熊本県環境基本計画
	第2次 地球温暖化防止に向けた県庁率先行動計画～熊本県庁「チーム・マイナス6%」計画～
	有明海・八代海再生に向けた熊本県計画
	熊本地域地下水総合安全管理計画
	熊本県水資源総合計画(くまもと水プラン21)
	熊本県水道整備基本構想
	熊本県一般廃棄物処理広域化計画
	熊本県廃棄物処理計画
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	熊本県食育推進計画
	第8次熊本県交通安全計画
	熊本県人権教育・啓発基本計画

商工観光労働部	熊本県工業振興ビジョン
	熊本県労働行政プラン「しごといきいき県民プラン」
	第8次熊本県職業能力開発計画
農林水産部	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産業振興基本構想
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県野菜振興計画
	熊本県果樹農業振興計画
	熊本県花き振興計画
	熊本県農業農村整備実施計画
	農村地域工業等導入基本計画
	地域森林計画
土木部	熊本県建設産業振興プラン
	熊本CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)基本構想
	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県の港湾ビジョン
	熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針
	熊本県住宅マスタープラン
くまもと長寿社会住宅計画	
備考 この別表は、私学文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。	

登載依頼

熊本県警察本部告示第 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県警察本部長 樋口 真人

- 1 借入物品及び数量
熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）。（以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 7 月 14 日（金）から平成 18 年 8 月 4 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。

熊情管公告第 1457 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 7 月 14 日

熊本県警察本部長 樋口 真人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器 一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成 18 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで
 - (4) 納入期限
平成 18 年 9 月 30 日（土）
 - (5) 納入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種OA機器類）に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札対象機種審査申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、入札対象機種審査申請書及び納入しようとする物品の仕様を示す書類を、平成18年8月11日（金）午後5時までに熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けること。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係（熊本県警察本部庁舎4階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-381-2048
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年7月14日（金）から平成18年8月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年8月25日（金）午後2時から
イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部庁舎2階 201会議室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成18年8月24日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積った1月あたりの金額に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執

- 行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity :
A set of servers for Kumamoto Prefectural Police (1set).
- (2) Deadline for supply of items :
September 30th,2006
- (3) Date and place to submit bidding:
August 25th,2006,2:00 p.m.
Kumamoto Prefectural Police
2th floor 201 conference Room
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail (Registered only) :
August 24th,2006,5:00 p.m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Tel : 096-381-2048

正 誤

平成 18 年 7 月 5 日熊本県告示第 714 号（保安林の指定の解除の予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	26	市渡瀬	市野瀬